

国民健康保険資格確認書／資格情報のお知らせを発送します

現在お持ちの資格確認書及び資格情報のお知らせ（資格情報通知書）の有効期限は、**令和8年7月31日まで**となっています。マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況により、被保険者証の代わりとなる「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発送します。

《マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）をお持ちでない方》

「資格確認書」を**特定記録郵便**で送付します。資格確認書は、医療機関などの窓口で提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

《マイナ保険証をお持ちの方》

「資格情報のお知らせ」を**普通郵便**で送付します。マイナ保険証で受診していただきますが、マイナ保険証が利用できない医療機関などで、マイナ保険証と一緒に提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

新しい資格確認書または資格情報のお知らせは、7月中旬を目安に発送します。

記載内容に誤り等がありましたら、町民課までご連絡ください。

なお、有効期限の過ぎた古い資格確認書は、個人情報等にご注意の上、各自で破棄していただくか、役場町民課にお持ちください。

～国保からのお願い～

国民健康保険への加入・脱退の手続きは、事業所などからの報告により自動的にされるものではなく、本人（家族）が手続きをする必要があります。

次のような方は、資格確認書または資格情報のお知らせ、マイナ保険証、年金手帳及び来庁者と被保険者の身分証明書を持参し、役場町民課で手続きをお願いします。

※1 就職して職場から資格確認書／資格情報のお知らせを交付された方、その扶養に認定された方

※2 会社を退職された方、任意継続が終了された方

（※2に該当する方は資格を喪失されたことが分かる証明書も併せてご持参ください）

問合せ 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線125

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆資格確認書／資格情報のお知らせを発送します◆

現在お持ちの資格確認書の有効期限は、**令和8年7月31日まで**となっています。マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況及び年齢により、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発送します。

《マイナ保険証をお持ちでない方及び令和8年8月1日時点で85歳以上の方》

「資格確認書（ピンク色）」を**特定記録郵便**で送付します。資格確認書は、医療機関などの窓口で提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

《マイナ保険証をお持ちの85歳未満の方》

「資格情報のお知らせ」を**普通郵便**で送付します。マイナ保険証で受診していただきますが、マイナ保険証が利用できない医療機関などで、マイナ保険証と一緒に提示することで、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

新しい資格確認書または資格情報のお知らせは、7月中旬を目安に発送します。

記載内容（氏名・生年月日など）に誤りがありましたら、町民課までご連絡ください。

なお、有効期限の過ぎた古い資格確認書（茶色）は、個人情報等にご注意の上、各自で破棄していただくか、町民課にお持ちください。

※マイナ保険証をお持ちの85歳未満の方でも、資格確認書の交付を希望する場合は、申請により資格確認書が交付されます。来庁者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）及び被保険者のマイナンバーカード、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか1つをお持ちの上、町民課へ申請してください。

◆保険料の「納入通知書」を発送します◆

後期高齢者医療制度に加入されている方は、前年の所得等に応じた保険料を納めていただきます。保険料は、通常は年金からの天引き（特別徴収）となりますが、加入されて間もない方や、昨年と一昨年で所得に大きな差がある方などについては、納付書又は口座振替による納付（普通徴収）となります。令和8年度分の納入通知書を7月中旬を目安に発送しますので、納期限までに納付をお願いします。

なお、納入通知書が届いた方で口座振替を希望される場合は、金融機関への届出印またはキャッシュカードを持参のうえ、町民課又は口座振替取扱い金融機関で手続きしてください。

※口座振替は、税目ごとに手続きが必要となります。町税や介護保険料等を口座振替されている場合でも、別途手続きが必要となります。

問合せ 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線123